

平成27年度 基本方針

少子高齢化が進む中、地域における福祉ニーズは拡大・増大し、また多様化・複雑化しています。これらの福祉ニーズの中には、従来の制度やサービスだけでは対応できないものも少なくなく、社会全体でどのように支援していくかが大きな福祉課題となっています。

国分寺市が策定している「国分寺市地域福祉計画」も、平成27年度より始動いたします。3年目を迎える「第3期国分寺市地域福祉活動計画」も、この「国分寺市地域福祉計画」と十分に連携して、推進いたします。

「包括ケアシステム」や新たに国分寺市が取り込まれる就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われた状態等にある義務教育終了後の15歳から概ね34歳までの若者への支援についても、国分寺市や本会、そして地域の皆様との連携が重要になってまいります。

そして、平成27年度から「生活困窮者自立支援事業」がスタートいたしますが、この事業も地域との連携が1つのキーワードとなります。もちろん、本会もモデル事業として実施してきた1年半の経験の礎として、職員体制も充実を図り、他の事業とも連携を図りながら取り組んでまいります。

ファミリーサポートセンター事業も、社会福祉法の改正に伴い、平成27年4月からそれまでの公益事業という位置づけから第2種社会福祉事業に移行されました。

そして、平成26年度に民間の子育て支援事業者や子育て支援の市民団体により結成された「国分寺子育て支援事業者連絡協議会」に本会も参画し、国分寺市等関係行政機関と連携して、国分寺におけるよりよい育児相談及び育児支援を創造、提供してまいります。

さらに、法的な支援が必要な方々に対して、「成年後見制度」や「地域福祉権利擁事業」をご利用いただくとともに、より利用されやすいように情報提供や講座を開催いたします。

昨今、社会福祉法人を取り巻く諸情勢や社会福祉法人に対する期待も大きくなっています。社会福祉法人が今一度その原点に立ち返り、制度の狭間にある福祉ニーズに対してサービスの創造や支援を行い、これからも社会福祉の担い手として主体的に新しい社会的課題に取り組んでいく必要があると考えます。

そして、職員もより専門性が必要とされる今、専門職としてのスキルアップの1つとして「地域福祉コーディネーター」の研修受講はもちろんのこと、必要とされる技能技術の取得をすすめます。国分寺の地域福祉向上に、関係団体の皆さんや市民の皆さんとのご支援とご協力、そしてさらなる絆を深めてまいります。

平成27年度 重点目標

- 1 平成27年度実施の「生活困窮者自立促進支援事業」で、平成25年度、26年度モデル事業を受託し、「自立生活サポートセンターこくぶんじ」としてスタートし、引き続き国分寺市からの受託事業としてすすめてまいります。
- 2 「ボランティア活動センターこくぶんじ」の活動や機能・役割を広く市民にアピールし、ボランティア・市民活動に参加しやすい仕組みをつくり、市民・ボランティア・NPO・企業等多岐にわたる市民参画のもとにまちづくりの拠点となるべく地域コミュニティをすすめてまいります。
- 3 近年増加している、権利擁護に関する複合的な問題等に対し、各関係機関との連携を強化するとともに、多くの方々へ「成年後見制度」や「地域福祉権利擁護事業」の理解・啓発を促す。
また、社会貢献型後見人の後見活動メンバーに対しフォローアップ研修を実施し、いつでも受任ができるよう体制を整える。
- 4 受託6年目を迎える「ファミリー・サポート・センター事業」は、平成27年度より「子育て援助活動支援事業」として第2種社会福祉事業となりました。
国分寺市とさらに協議をすすめ、市民の皆さんがより利用しやすく、安心して子育てできる国分寺をめざします。
また、国分寺市ですすめる若者支援や社協の事業との連携を図り、さらに国分寺市内の子育て関連団体とのネットワーク強化をすすめます。
- 5 地震、集中豪雨、降雪等自然災害に対して、国分寺市社協として緊急時の必要な対応について、国分寺市を始めとする関係機関と協議をすすめ、具体的な対策について検討します。
- 6 社協の根幹である「会員会費制度」の会員増加を図るために、昨年に引き続き気軽に会費納入ができるシステム検討を行い、併せて会員特典の検討を行っていきます。
また、「赤い羽根共同募金」や「歳末たすけあい地域福祉活動募金」は、協力団体の拡大をすすめ、自治会・町内会の皆様をはじめとする、市内各関係団体の皆様のご協力を賜り実施いたします。
社会福祉法人の新会計システムへの移行は、税務顧問と協議の上、平成27年度より実施いたします。

平成 27 年度事業計画

《総務係》

■社会福祉の調査・研究・企画

1. 「第 3 期国分寺市地域福祉活動計画」の推進

「第 3 期国分寺市地域福祉活動計画（平成 25 年度～29 年度）」を推進するとともに、国分寺市で策定中の「国分寺市地域福祉計画」との連携を図る。

「第 2 期活動計画」のここねっと（小地域福祉活動）を小学校区ごとにさらにすすめるとともに、地域の関係団体間の情報交換等を促進し、地域の特色に着目しながらネットワークの構築をすすめる。

「国分寺市地域福祉活動計画推進評価委員会」において、計画の評価・進行管理を行う。

2. 「社協強化発展計画」の策定

「第 3 期地域福祉活動計画」に連動する形で、国分寺市社協のあり方を検討具体化する「社協強化発展計画」を策定する。

策定は、本会理事、評議員、福祉関係団体等で構成する「強化発展計画策定委員会」を設置する。

3. 「社会貢献事業」への対応

社会福祉法人による地域への「社会貢献事業」の実施が平成 28 年度 4 月から予定されていることに対し、国分寺市内の社会福祉法人と連携して対応策を検討する。

4. 研修の実施・参加

本会及び全国社会福祉協議会、東京都社会福祉協議会主催による研修に参加し、先進社会福祉事業の調査・研究を行い、本会福祉事業の発展に資する。

(1) 国分寺市社協役員等研修

(2) 平成 27 年度区市町村社会福祉協議会会長・役員・事務局長研究協議会（東社協主催）

(3) 地域福祉コーディネーター研修

(4) その他、関係団体主催による研修への参加

5. 実習生の受け入れ

福祉職の次世代育成の観点から、学生の社会福祉援助技術現場実習の受け入れを行う。

学生には、社会福祉協議会の社会福祉事業と小地域福祉活動の展開を中心に実習指導をする。

■連絡調整

1. 会議等への出席

東京都社会福祉協議会、東京ボランティア・市民活動センター、北多摩西部ブロック社協及び三市社協連絡会等が主催する会議等へ本会役職員が出席し、情報交換及び連絡調整を図る。主な会議は以下のとおり。

- (1) 東京都社会福祉協議会会長会
- (2) 東京都社会福祉協議会事務局長会
- (3) 区市町村ボランティア・市民活動センター長会議
- (4) 区市町村ボランティア・市民活動推進事務局連絡会
- (5) 東京都内社協職員連絡会
- (6) 北多摩西部ブロック社協会長・局長会、職員連絡会役員会
- (7) 三市社協連絡会（国分寺市・小平市・小金井市）※平成27年度は、小平市社協。

2. 関係機関の会議等への役職員の派遣

国分寺市防災会議や国分寺市包括支援センター運営協議会、国分寺市障害者自立支援協議会、国分寺市介護保険運営協議会等、国分寺市および関係機関の検討会等に要請に応じて本会役職員を派遣する。

3. 福祉関係団体への理事、評議員等の派遣

国分寺市健康福祉サービス協会や社会福祉法人等へ理事、評議員として本会役職員を派遣する。

4. 「国分寺障害者施設お仕事ネットワーク」への協力

国分寺市内の障害者施設との連携をすすめ、障害者の就労支援を促進するために、側面から支援する。本会職員が、監事として参加する。

■普及宣伝

1. 「平成27年度社協ふくしのつどい」の開催

国分寺市内の福祉施設や福祉団体等と市民の交流の場として開催してきた「国分寺ふくしまつり」を発展させ、「第3回社協ふくしのつどい」を開催する。地域福祉に関する催事の実施と地域福祉に貢献のあった個人団体の表彰等を行う。

日程：平成27年6月21日（日）

会場：国際文化理容美容専門学校 国分寺校 ホール（予定）

2. 「福祉関係団体新年会」の開催

国分寺市内外の福祉関係団体や協力団体、自治会・町内会等の相互の情報交換ならびに交流の場として、「福祉関係団体新年会」を開催する。

日程：平成28年1月10日（日）午後2時～4時（予定）

会場：国際文化理容美容専門学校 国分寺校 ホール（予定）

3. 「自治会・町内会連絡会」の開催

国分寺市内の自治会・町内会と国分寺市や本会からの情報提供や意見交換等を目的として「自治会・町内会連絡会」を、年3回福祉センターや国分寺労政会館等市内各2か所で開催する。平成20年度より国分寺市協働コミュニティ課と共催により実施。

4. 「ここねっとシンポジウム」の開催

地域の様々なコミュニティの事例報告等通して地域コミュニティづくりについてシンポジウムを開催する。

5. 社会福祉だより「ふくし」の発行

市民に対する情報提供の一環として、本会の事業計画、予算、事業報告、決算報告や国分寺市内外の社会福祉関係の情報を提供する広報紙として社協だより「ふくし」を、市内全世帯へ全戸配布する。また、関係機関、団体等へも配布する。

タブロイド版4ページ。発行部数65,000部。年6回発行。1面4面はカラー印刷。

◇平成27年度ふくし発行予定

発行予定日	内 容
平成27年 4月 1日	第202号
平成27年 5月15日	特別号（自立生活）
平成27年 6月 1日	第203号
平成27年 6月15日	特別号（会員会費増強運動）
平成27年 7月 1日	特別号（地域ボランティア）
平成27年 8月 1日	第204号
平成27年10月 1日	第205号
平成27年10月 1日	特別号（就職面接）
平成27年11月 1日	特別号（自立生活）
平成27年12月 1日	第206号
平成28年12月 1日	特別号（受験生チャレンジ）
平成28年 2月 1日	第207号

6. 福祉情報システム（ホームページ）の運営

本会及びボランティア活動センターの公式ホームページを設置・運営し、情報提供を行う。また、新聞やメディアの活用を図り、情報収集・広報活動を強化する。

（国分寺市社会福祉協議会）

<http://www.ko-shakyo.or.jp>

✉ info@ko-shakyo.or.jp

（ボランティア活動センターこくぶんじ）

<http://tokyo.town-info.com/kokubunji/>

✉ center@ko-shakyo.or.jp

7. 国分寺市内の各種イベントへの参加

本会社会福祉事業やここねっと、ボランティア・市民活動の市民へのPRを目的として、「万葉花まつり」「国分寺まつり」「障害者センターまつり」等市民が集うイベントに参加する。

8. 市内事業への後援協力

国分寺市内の関係団体等が開催するイベントに対し、後援協力を行う。
また、大きな災害が発生した場合には、義援金等の募集を行う。

■自主財源の確保

社協の地域福祉活動等の自主財源確保のために、会員会費をはじめとしてさまざまな活動を行う。

1. 「平成27年度会員会費増強運動」の実施

平成27年6月20日より7月19日までを本会の「会員・会費増強運動月間」として、自治会・町内会や本会理事・監事、評議員、協力員、事業所、福祉施設等のご協力により、会員・会費の増強と社会福祉への理解・参加を図る。

また、さらなる会員拡大を図るため、コンビニ振込やネット会員振込等の検討をすすめる。

平成27年度会員会費増強運動目標

会員数	7,100人	会費	6,200,000円
寄付者	7,300人	寄付金	1,200,000円
合計	14,400人	合計	7,400,000円

2. 「ふくし会員会費増強運動特別号」（平成27年6月15日）の発行

会員会費増強を目的として広報紙ふくし「会員会費増強運動」特別号を発行、国分寺市内に全戸配布し、社会福祉事業の啓発に努める。また、郵便局の払込用紙を配布し、自治会・町内会未加入者等の会員加入促進を図る。

3. 「ふれあい募金箱」の設置

市民の社会福祉活動への参加の1つとして、市内の商店等の協力により「ふれあい募金箱」を設置する。（平成26年度実績：40カ所 / 平成27年度目標：5ヶ所増設）

4. その他の自主財源の確保

(1) 清涼飲料水の自動販売機を市内各所に設置する。また、災害対応の自動販売機への変更を促進する。

自動販売機設置場所

設置場所（台数）	所在地	設置場所（台数）	所在地
ボランティア活動センター こくぶんじ（1台）	東元町3丁目	国分寺病院 ひまわり苑（1台）	東恋ヶ窪4丁目

武蔵国分寺（3台）	西元町1丁目	戸倉第2テニスコート（2台）	戸倉2丁目
大和荘（1台）	南町3丁目	森田駐車場（1台）	日吉町2丁目
アワーズ（1台）	東恋ヶ窪2丁目	日産自動車販売株式会社 （1台）	西元町3丁目

- (2) 社会福祉だより「ふくし」に有料広告を掲載する。1コマは、カラー15,000円。モノクロ12,000円。連載割引として、6回連続掲載で10%割引。2回以上連載で5%割引を行う。
- (3) ホームページにバナー広告欄を新設する。
- (4) 市民や事業所等の協力により「使用済み切手」「使用済みインクカートリッジ」の回収を推進する。

■「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」の実施

平成27年12月から1ヶ月間にわたり、「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」を実施する。主催である東京都共同募金会より、募金総額から事務費を除いた金額が平成28年度の地域福祉活動費として配分される。

平成27年度も社協役・職員による街頭募金を引き続き実施する。また、街頭募金では、ポケットティッシュ等を配布しながら、募金運動や当会事業の周知を図る。

また、市内商店街等への募金箱の設置や、市内企業等を通じての募金協力拡大を図る。

平成27年度の募金目標額 6,600,000円（街頭募金を含む）。

■「赤い羽根・共同募金運動」の実施

東京都共同募金会国分寺地区協力会の事務局として「赤い羽根共同募金」を平成27年10月から1ヶ月間実施する。

主催は東京都共同募金会、実施主体は国分寺市社会福祉協議会。地域配分（B配分）の配分については東京都共同募金会国分寺地区協力会内に設置する国分寺地区配分推せん委員会で協議し、東京都共同募金会に推せんする。

寄せられた募金の配分内容を広報誌やホームページ、チラシ等により具体的な形で周知し、募金の目的をより明確化しながら、協力の呼びかけを行う。

平成27年度の募金目標額 5,001,000円（街頭募金を含む）。

■高齢者福祉の推進

1. 「国分寺市敬老会」の共催による開催

国分寺市民の長寿をお祝いするため、「国分寺市敬老会」を国分寺市主催、本会共催で開催する。午前・午後の2回開催予定。

日 程 平成27年9月10日（木）

会 場 国分寺市立いずみホール

2. 100歳以上の高齢者の皆さんに記念品の贈呈

市民の長寿をお祝いするため、今年100歳になられる高齢者の皆さんと101歳以上の皆さんに記念品を贈呈する。

3. 「はり・灸・マッサージ治療券支給事業」の実施

高齢者の健康増進を図るとともに、経済的負担軽減を目的として、「国分寺市はり・灸・マッサージ福祉協力院」東京都鍼灸・灸・マッサージ師会 多摩中央支部 国分寺地区と、一般法人東京都師会の協賛を得て、要・準要保護・ひとり暮らし・高齢者世帯等65歳以上の方々に、はり・灸・マッサージ治療券を発行する。平成23年度より1,000円の自己負担を導入。

◇協力治療院

No.	治療院名	代表者名	No.	治療院名	代表者名
1	清水治療所	清水 寿	5	善幸治療院	伊藤 善幸
2	国分寺本町治療院	勅使河原悦司	6	杏仁堂はりきゅう	西山 仁子
3	野島治療院	野島 民子	7	暮らしの漢方鍼灸治療院	立石 美蓮
4	方圓堂	大畠 良則	8	鍼灸やまと治療院	大田 和男

4. 「ゲートボール初心者講習会」の実施

高齢者の社会参加を目的に、国分寺市ゲートボール連盟に委託し、全10回の「初心者講習会」年2回開催する。会場は、新町ゲートボール場、西元町コート、けやきスポーツセンターの3カ所を予定。

■社会福祉協議会の運営

社会福祉協議会の法人本部として、戸倉の国分寺市立福祉センターに事務所を設置する。事務局長以下職員を配置する。開所時間等は、以下の通り。

- ◇住所 国分寺市戸倉4-14 福祉センター内
- ◇電話 042-324-8311
- ◇FAX 042-324-8722
- ◇開館日 月曜日～金曜日
- ◇開館時間 午前9時～午後5時

また、第25期（任期：平成26年4月1日～平成28年3月31日）の理事17名、監事2名、評議員36名により、「三役会」、「理事会」および「評議員会」を開催し、社会福祉協議会の運営を行う。

1. 「三役会」の開催

正・副会長、常務理事5名による「三役会」を開催し、理事会、評議員会等の議案の検討や緊急課題への対応について協議する。年間11回開催予定。

	日 程	時 間	会 場
1	平成 27 年 4 月 7 日 (火)	午後 2 時～4 時	国分寺市立福祉センター 第 2 相談室
2	平成 27 年 5 月 19 日 (火)		
3	平成 27 年 6 月 9 日 (火)		
4	平成 27 年 7 月 14 日 (火)		
5	平成 27 年 8 月 26 日 (水)		
6	平成 27 年 10 月 6 日 (火)		
7	平成 27 年 11 月 17 日 (火)		
8	平成 27 年 12 月 15 日 (火)		
9	平成 28 年 1 月 19 日 (火)		
10	平成 28 年 2 月 9 日 (火)		
11	平成 28 年 3 月 22 日 (火)		

2. 「理事会」の開催

正副会長、常務理事を含む 17 名の理事および 2 名の監事による「理事会」を開催し、重要議案等の審議や検討を行う。年間 10 回開催予定。

	日 程	時 間	会 場
1	平成 27 年 4 月 16 日 (木)	午後 2 時～4 時	国分寺市立福祉センター 聴覚室
2	平成 27 年 5 月 21 日 (木)		
3	平成 27 年 6 月 18 日 (木)		
4	平成 27 年 7 月 23 日 (木)		
5	平成 27 年 9 月 3 日 (木)		
6	平成 27 年 10 月 15 日 (木)		
7	平成 27 年 11 月 19 日 (木)		
8	平成 28 年 1 月 21 日 (木)		
9	平成 28 年 2 月 18 日 (木)		
10	平成 28 年 3 月 24 日 (木)		

3. 「評議員会」の開催

評議員 (36 名) による「評議員会」を開催し、予算、事業計画、補正予算、決算、事業報告、定款の改正等重要案件について審議する。年間 3 回開催予定。

	日 程	時 間	会 場
1	平成 27 年 5 月 26 日 (火)	午後 2 時～4 時	国分寺市立福祉センター 第 1 会議室
2	平成 27 年 11 月 26 日 (木)		
3	平成 28 年 3 月 29 日 (火)		

4. 「業務会計監査」の実施

本会監事 2 名による「業務会計監査」を、年 2 回（5 月、11 月）実施する。

5. 税務顧問の設置

本会の税務全般に関するアドバイザーとして、宮内会計事務所と業務委託契約を平成 26 年度に引き続き行う。

6. 「係長会議」の開催

本会係長以上の職員による係長会議を毎月開催し、事業の円滑な執行を図る。

7. 「職員全体会」の開催

本会職員全員を対象とした職員全体会を年 1 回開催する。

8. 各担当の業務担当者会議の開催

担当ごとの業務レベルの打ち合わせとして、担当者会議を毎月開催する。

《地域支援係》

■生活困窮者自立支援事業（国分寺市委託事業）の実施

平成27年4月より、生活困窮者自立促進支援法に基づく「自立相談支援事業」「住居確保給付金」「学習支援事業」を実施する。

1. 「自立生活サポートセンター」の運営

本事業の担当として、センター長1名（兼務）と主任1名、主事1名、嘱託職員4名を配置し、「自立生活サポートセンターこくぶんじ」を運営する。

開所日は、月曜日から金曜日の週5日。（年末年始、祝日は閉所。）

◇住所 国分寺市戸倉4-14 福祉センター内

◇電話 042-324-8311

◇FAX 042-324-8722

◇開館日 月曜日～金曜日

◇開館時間 午前9時～午後5時

2. 自立相談支援事業・住居確保給付金

生活保護に至る前段階の自立支援として、国分寺市内外の社会資源機関と連携しながら、相談者が抱える就労問題や経済的問題と併せて生活上の問題を、相談員が相談者に寄り添い、地域の各種相談機関と連携を図りながら自立相談支援事業を実施する。

また、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の住居確保給付金を支給する相談窓口を実施する。なお、支給決定は国分寺市が行う。

相談員は、「主任相談支援員」「相談支援員」「就労支援員」の3職種を配置する。

3. 「支援調整会議」の開催

支援調整会議は、毎月定例で開催する。自立相談支援事業では、相談者の個別支援計画を作成して、支援の可否を支援調整会議で決定する。

4. 「学習支援事業」の実施

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する無料学習塾の紹介を行う。無料学習塾は、「NPO法人一粒の麦」が運営する。

また、保護者には、就労問題や経済的問題と併せて生活上の問題を、相談員が保護者に寄り添い、地域の各種相談機関と連携を取りながら自立に向けた相談支援を実施する。

無料学習塾は、市内2カ所で開設。対象は、小学3年生～中学3年生まで。塾講師はボランティアの大学生や社会人が務めている。

平成27年度中に、新たに1カ所増設予定。

5. 広報

本事業の広報として、社会福祉だより「ふくし」特別号を年2回発行する。あわせて、自立相談支援事業・住居確保給付金、学習支援事業のチラシ・ポスターを作成し配布する。

■「生活福祉資金」の相談・貸付・償還(東京都社会福祉協議会委託事業)

1. 低所得世帯等自立更生の貸付制度の実施

東京都社会福祉協議会の窓口として、低所得世帯等の自立更生のために貸付制度の推進を図る。また、民生委員・児童委員との協働による借受人世帯への支援を図る。さらに、借受人世帯の児童、高齢者、障害者等の安否確認のため関係機関との情報提供および連携を強化するとともに、地域で孤立しないための支援を図る。

資金種類：生活福祉資金（教育支援資金、福祉資金）、緊急小口資金、総合支援資金、臨時特例つなぎ資金、不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金。

2. 「生活福祉資金調査委員会」の開催

本会に「生活福祉資金調査委員会」を設置し、受託事務の適切な運営を図る。

3. 「生活困窮者自立支援制度」との連携

相談者および借受人の自立に向け、「生活困窮者自立支援制度」を受託する「自立生活サポートセンターこくぶんじ」と連携を図り、世帯の生活再建に向けて総合的な支援を行う。

4. 「北多摩西部ブロック生活福祉資金担当者会議」への出席

北多摩西部ブロック内の社協と動向および情報交換を行うために担当者会議に職員が出席する。さらに、上部組織として、都内社協各ブロック幹事による東京都社会福祉協議会・生活福祉資金業務研究会に職員を派遣する。年1回開催。

5. 広報・普及啓発活動

事業を市民に広報するために、全戸配布の国分寺市社会福祉だより「ふくし」に専用囲み記事を毎号掲載する。タブロイド版4分の1スペース。さらに、社協ホームページにて、各資金のパンフレットが閲覧できる広報を行う。

学校、保護者への広報として、校長会、PTA連合会に参加し、事業説明を行う。

■生活安定応援事業（低所得者・離職者対策事業）の実施（国分寺市委託事業）

平成23年度から低所得者・離職者対策に重きを置く事業として「生活安定応援事業（低所得者・離職者対策事業）」を国分寺市から受託し実施。

1. 受験生チャレンジ支援貸付事業受付業務

一定所得以下の世帯の中学校3年生と高校3年生を対象に、塾費用や受験料の貸付受付業務を行う。

2. 広報・普及啓発活動

事業を市民に広報するために、「生活安定応援事業（低所得者・離職者対策事業）」を特集した国分寺市社会福祉だより「ふくし」特別号を年2回発行する。

また、国分寺市社会福祉だより「ふくし」に専用囲み記事を毎号掲載する。タブロイド版

4分の1スペース。国分寺市市報（毎月1日、15日発行）にも広報掲載を依頼する。
さらに、社協ホームページにて広報を行う。

受験生チャレンジ支援貸付事業の東京都作成リーフレット、社協作成チラシ・ポスターを、市内全中学校、市内・近隣高校へ配布する。特に、学校、保護者への広報として、校長会、PTA連合会に参加し、事業説明を行う。

■ 応急援護資金貸付事業

法外援護として、生活困窮者を対象に、生計を立てるに必要な緊急の生活費の貸付を行う。

【貸付限度額 50,000 円】

平成 19 年度より、要保護世帯に 応急援護資金貸付を実施。【貸付限度額 10,000 円】

■ 緊急援護費等貸付

住所不定者等に対し、交通費の貸付を行う。【貸付限度額 500 円】

■ 「ファミリー・サポート・センター事業」の実施（国分寺市委託事業）

平成 22 年度より国分寺市の委託事業として実施。平成 27 年度より、第 2 種社会福祉事業。市内在住で育児の援助をしてほしい方（利用会員）と、育児の援助ができる方（援助会員）の有償の相互援助活動のコーディネートや援助会員講習会の開催、活動に伴う相談、援助会員の育成等以下の事業を行う。

1. 「国分寺市ファミリー・サポート・センター」の運営

本事業の担当として、センター長 1 名（兼務）と嘱託職員 4 名（アドバイザー）を配置し、「国分寺市ファミリー・サポート・センター」を運営する。

開所日は、火曜日から土曜日の週 5 日とする。ただし、年末年始、祝日は閉所。

◇住 所 国分寺市戸倉 4-14 福祉センター内

◇電 話 042-300-6061

◇FAX 042-300-6062

◇開館日 火曜日～土曜日（日曜日、祝日及び年末年始は閉館）

◇開館時間 午前 9 時～午後 5 時

2. 「ファミリー・サポート・センター事業」の実施

利用会員は、市内に在住し、子ども（生後 57 日から満 12 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの者）の保護者で、育児の援助が必要な方。援助会員は、市内在住在勤で心身ともに健康な 20 歳以上の方で、援助会員講習会を受講した方が活動できる。

援助会員の活動時間は、平日、休日とも午前 6 時から午後 10 時とする。利用会員から援助会員への報酬は、平日の午前 8 時から午後 6 時までが 1 時間 800 円、それ以外は 1 時間 900 円。利用会員から利用希望があった時は、アドバイザーが活動可能な援助会員をコーディネートする。

3. 「援助会員講習会」の開催

援助会員の養成を目的として、国分寺市内に在住在勤する20歳以上の方を対象に、延べ4日間「援助会員講習会」を年2回開催する。講師は、本会アドバイザーの他、国分寺市職員、大学教授等。8割以上受講した方は、援助会員として登録し、援助活動可。

4. 利用会員及び援助会員の更新

利用会員、援助会員ともに、登録後5年ごとに更新を行う。

5. 「フォローアップ講習会」「交流会」の開催

援助会員への「フォローアップ講習会」を年2回開催する。また、利用会員と援助会員の「交流会」を年1回開催する。

6. 「ファミサポ事業説明会」の開催

利用会員の新規登録は随時受付していますが、親子ひろばや児童館などに出張して事業説明会を開催し、その場で登録可。登録を希望する方が数名いらっしゃれば代表者宅等へもお伺いする。

7. 「ファミサポ通信」の発行

利用会員と援助会員への情報提供として「ファミサポ通信」を年3回発行する。また、社協HPへの掲載も検討する。

8. 「国分寺子ども支援事業者連絡協議会」への参加

国分寺市内の子育て支援活動を行う子育て支援事業所及び市民・民間団体で組織する「国分寺子ども支援事業者連絡協議会」に参加する。
また、連絡協議会が毎月開催する「国分寺子ども・子育て支援円卓会議」にアドバイザーが出席し、情報提供・情報交換を行う。

9. 「近隣市ファミリーサポートセンターアドバイザー交流会」への参加

毎年開催される近隣市のアドバイザー交流会へアドバイザーが参加し、課題解決を図るとともに、情報交換を行う。

10. 国分寺市所管課との定例協議会の開催

円滑な事業展開に資するため、本事業の所管課である国分寺市担当者との定例協議を年3回開催する。

11. アドバイザー会議の開催

毎月アドバイザー会議を開催し、業務の進捗状況、援助会員講習会等の企画、困難ケースの検討等を行う。

《地域福祉係》

■ ボランティア・市民活動の推進

1. ボランティア活動センターの運営

(1) 「ボランティア活動センターこくぶんじ」の運営

小地域福祉活動や地域のネットワークづくり、ならびにボランティア・市民活動推進・支援を図る拠点として「ボランティア活動センターこくぶんじ」を運営する。

◇住所 国分寺市東元町3-17-2

◇電話 042-300-6363 ◇FAX 042-300-6365

◇開館日 月曜日～土曜日（日・祝日・年末年始閉館）

◇開館時間 午前9時～5時

(2) ボランティア活動センターこくぶんじ運営委員会の開催

ボランティア活動センターのより良い運営と活用をすすめ、市民のための市民参画によるまちづくりの実現を目的に、「ボランティア活動センターこくぶんじ運営委員会」を設置・開催する。

(3) ボランティア活動・市民活動に関する相談・需給調整と助言指導の推進

ボランティア・市民活動に関する市民や団体からの相談に応じ、コーディネートをを行うとともに、ボランティア・市民活動団体に対し、活動や組織運営等について支援する。あわせて「ボランティアの担い手の掘り起こし」と「ボランティアを求めている人々・施設のニードの掘り起こし」に重点を置き、コーディネート機能強化を図る。

(4) ボランティア・市民活動団体登録制度の実施

ボランティア・市民活動団体の相互の情報交換や協力、連携を推進し、団体の活動がより効果的に展開することを目的として「登録制度」を推進し、「登録団体連絡会」を年3回程度開催する。なお、登録団体は、印刷機・コピー機・メールボックス・ホームページ等が利用できる。

(5) ボランティア保険等の加入促進

ボランティア活動を安心して安全に行うための「ボランティア保険」「ボランティア行事保険」の受付事務及びボランティア保険料補助制度を実施する。

(6) 会議室の貸出

ボランティア・市民活動支援の一環として、登録団体・市内福祉関係団体、施設・自治会町内会等を対象に会議室の貸出をする。ただし、使用するには別途「会議室使用登録」が必要。なお、上記対象団体以外は有料にて貸出が可能。

会議室	定員	主な設備	使用料
会議室 A (2階)	18名	テーブル×6、イス×18脚	午前：1,000円 午後：1,200円
会議室 B (2階)	12名	テーブル×4、イス×12脚	午前：600円 午後：800円

※ 毎週木曜日は原則として「フリースペース」として開放。

(7) 機材・備品・図書の貸出

ボランティア・市民活動支援の一環として、自治会町内会・登録団体・社協団体会員等を対象に機材、図書の貸出をする。なお、上記対象団体以外は有料にて貸出が可能。

2. 広報活動事業（情報収集・発信）

(1) ボランティアガイドブック「ようこそボランティアの家へ」の発行（4月）

ボランティア活動の内容や登録ボランティア団体等を掲載した、ボランティア活動のガイドブックを作成・発行する。（発行部数 1000 部）

(2) ボランティア情報紙「ボランティアクラブ」の発行（年 4 回）

地域の情報を通して地域の「支え合い」の理解をすすめ、さまざまな活動へのきっかけづくりを提案し市内の福祉力向上に寄与することを目的として、市内のボランティア情報やボランティア講座・研修等の情報を掲載したボランティア総合情報紙を発行し、公共施設等各所に配布する。毎号 1800 部を年間 3 回発行する。なお、7 月は特大号として市報折込みで全世帯へ配布する。

(3) ボランティア・市民活動の情報提供（偶数月）

年 6 回偶数月に発行している社会福祉だより「ふくし」の 4 面を活用し、ボランティア・市民活動の情報提供を行なう。

(4) インターネットの活用（随時）

ボランティア活動センターこくぶんじの公式ホームページを運営し、ボランティア・市民活動の PR と情報提供を行い、登録団体が各自で情報の更新ができるシステムを推進し、市民に対してボランティア活動の啓発や活動参加の拡充につなげる。また、SNS 等を積極的に活用する。

ホームページ	http://www.ko-shakyo.or.jp/vc
E-mail	center@ko-shakyo.or.jp
Blog（ブログ）	http://blog.canpan.info/kokubunjivc/
メルマガ	※ホームページ変更に伴い、変更の可能性あり
Twitter（ツイッター）	@kokubunji_vc

(5) ボランティア活動センター紹介ビデオの活用

昨年シンポジウム開催時に作成をした紹介ビデオを Youtube 上で公開し、また講座等で流すことで、理解を深め認知度を高める。

(6) 国分寺市内のイベントへの参加

ボランティア・市民活動の PR と情報提供を目的として、「万葉花まつり（4 月）」「市民活動フェスティバル（4 月）」「ぶんぶんウォーク（11 月）」「国分寺まつり（11 月）」等に参加する。

(7) イメージキャラクターの活用

ボランティア活動センター独自のキャラクターを検討し、普及に努める。

3. 研修・講座の開催

(1) ボランティア入門講座の開催

ボランティア活動や地域活動に興味のある方、これから活動に参加してみたい方を対象とした「ボランティア入門講座」を開催する。若い世代や勤労者など幅広い世代が参加できるように、出張講座を取り入れるほか、会場・開催日・時間帯などを工夫して行う。

主な内容：「ボランティア基礎講座」「認知症サポーター養成講座」「ボランティア講座～大学生向け～」 「講座等参加者へのフォローアップ講座」など

(2) 「精神保健福祉ボランティア養成講座」の実施【共催：(社福)はらからの家福祉会】

統合失調症やうつ病等を抱える方に対するボランティアの依頼が年々増えている中、「精神保健福祉ボランティア養成講座」を開催することで、ボランティアに精神疾患に関する正しい知識と理解を促し、当事者等のサポートを行う。

(3) 「サマー！ 体験ボランティア」の実施（7月～9月）

対象を拡大し、これまで学生のみとしていたが、社会人も対象とする。開催時期をボランティア体験キャンペーンとし、夏休みを利用してボランティア活動を体験し、自分や家族が住んでいる地域社会や福祉への理解・関心を高め、社会参加への意欲を高めることを目的として実施する。また、ボランティア活動を通して様々な人々と出会う中で、自らの生き方や「共に生きる」ことの意味を考え、体験後もより積極的にボランティア活動に参加していく機会の提供を目的とする。

(4) 「ふくし体験プログラム」の実施（随時）

学校・自治会・企業等全ての市民の方を対象に、体験や当事者とのふれあいの中から福祉について理解していただくことを目的に実施する。

(5) 「ここねっとシンポジウム」の実施

平成 26 年度実施の内容を基に、新たに地域を知り興味を持つ市民を増やし、併せてボランティア活動センターの認知度を高めるシンポジウムを開催する。

(6) 高齢者の見守り講座【共催：国分寺市高齢者相談室】

急速な高齢化に伴い必要となっている、地域での支え合いの体制づくりの一環として、地域の見守り高齢者の見守り講座を実施する。

4. 児童・生徒・学生へのボランティア活動普及及び推進

(1) 児童・生徒の福祉教育の支援（総合的学習等への協力）

市内の小・中学校の総合的学習の一環として、学校またはPTA等の依頼に対し、ボランティアや市民活動団体等と協働し「ふくし体験プログラム」を実施する。特に中学校へ教育委員会を通じて呼びかけを行う。また、教員向けのプログラムを実施する。

(2) 「サマー！体験ボランティア」の実施（再掲）

(3) 学生ボランティア支援

市内及び近隣にある高校や大学、専門学校に積極的に働きかける。

5. 連絡調整活動

(1) 東京ボランティア・市民活動センター等の主催する会議へ担当職員を派遣する。

- ① 区市町村ボランティア市民活動センター長会議
- ② 区市町村ボランティア市民活動推進事務局連絡会議
- ③ 北多摩西部ブロックボランティア担当職員連絡会
- ④ 国分寺市障害者団体連絡協議会（国障連）受託事業企画実行委員会
- ⑤ 国分寺子ども・子育て支援円卓会議
- ⑥ 市民活動フェスティバル実行委員会
- ⑦ 地域会議（本多、もとまち、並木）
- ⑧ もとまちファミリー運動会実行委員会
- ⑨ 九小防犯員会
- ⑩ 十小学校運営協議会
- ⑪ 光公民館まつり実行委員会
- ⑫ 恋ヶ窪公民館運営協議会
- ⑬ ここねっと・五小地域
- ⑭ ここねっとナイン
- ⑮ ぶんぶんウォーク実行委員会
- ⑯ 万葉花まつり実行委員会
- ⑰ 小地域ケア会議
- ⑱ 地域ケア会議作業部会
- ⑲ 国分寺市障害者センター高次脳機能障害関係機関連絡会

(2) ボランティア・市民活動関係団体懇談会等の開催

市内のボランティア団体や福祉関係施設、NPO 法人など関係団体等との情報提供や情報交換、協働や連携及びスキルアップを図ることを目的に、「登録団体連絡会（年3回）」「ボランティア関係団体・施設懇談会（年1回）」を開催する。

(3) 協働コミュニティ課との連携

「こくぶんじ市民活動センター」を運営する国分寺市協働コミュニティ課と、相互の情報交換・連携強化を適宜図る。

6. ここねっと推進助成事業の実施

国分寺市内での地域福祉活動の推進を目指し、ここねっとプランを意識した地域福祉活動に取り組んでいる施設・団体等に対し、事業に要する経費の助成を行う。募集は、原則年1回一般公募で行い、助成の可否は「助成金審査会（4月）」で審査し決定・交付する。

<助成内容>

助成区分	上限額	自主財源	対象
日常活動費	5万円	各種法人：1/2 その他：1/4	年間を通して日常的に（原則月1回以上）実施する地域福祉活動事業 （例）広報活動、サロン活動、調査・研究

イベント費	5万円		原則として一回で完結する地域福祉活動事業。数回にわたる場合は、連続性が明らかであること (例) お祭り、交流会、講演会
立ち上げ費	3万円	なし	立ち上げ1年未満の団体が運営に必要とする費用

■ 小地域福祉活動の推進

1. 「ここねっと」の啓発・推進

住民一人ひとりが地域に関心を持ち、地域の課題や問題を共有し、解決に向けて取り組みを進められるように、「ここねっと」を多岐にわたる地域活動の総称として全市的に啓発をしていく。積極的に地区内のイベントや行事・会合に参加し、地域の問題や課題を把握すると共に、実情に応じた事業を企画・提案を行う。

(1) 「ここねっとシンポジウム」の実施 再掲

(2) 「見守り・声かけ活動（地域支え合い活動）」の推進（随時）

ボランティアのはじめの一歩として、地域の見守り・声掛け活動を推奨する。

(3) ボランティアステーションの設置

車いすステーション・募金箱・ボランティア情報紙「ボランティアクラブ」設置など、本会事業の趣旨に賛同していただいている市内の各協力店を「ボランティアステーション」と総称し、「ボランティアクラブ特別号」（7月発行）に掲載する。

<ボランティアステーションの内容>

1	車いすステーション設置
2	ふれあい募金箱設置
3	ボランティア情報紙「ボランティアクラブ」設置
4	本会イベントのポスター、チラシ等掲示
5	自動販売機設置
6	その他（空きスペース等の貸出 休憩所 など）

2. 「ひとり暮らし高齢者等地域交流会」の実施

ひとり暮らし高齢者等と地域住民とのふれあいを深め、ともに支え合う住民主体のネットワークづくりを目的に実施する。また、ボランティアとの連携と情報交換を円滑に図るため、年3回各地域交流会の連絡員・会計と本会職員による「地域交流会連絡員会議（4月、10月、3月）」を開催する。※「平成27年度地域交流会実施予定表」参照

3. 「車いすステーション」の設置（再掲）

身近な地域で車いすを借りられるように、市内の事業所・個人宅等の協力により「車いすステーション」を設置し、市民の利便性向上と地域のコミュニケーションの活性化促進を図る。貸出期間は2週間とし、無料。平成27年3月末現在44カ所。

※4月よりステーションに設置している車いすの定期点検を行う。

4. 車いす貸出事業の実施

車いすの必要な方に車いすを貸出す。貸出期間は3か月間とし、無料。なお、車いすは「車いす整備ボランティア（毎月偶数週の土曜日）」により定期的に点検・整備を行う。
※貸出窓口：ボランティア活動センターこくぶんじ、本会事務局

5. 「いきいきふれあいサロン」活動支援

高齢者や障がい者、子育て中の親などが地域で孤立することを予防するために、小グループを単位とした交流やふれあいの場などの活動をしている「いきいきふれあいサロン」を支援する。

6. 自治会・町内会等支援事業の実施

自治会・町内会や団体会員等に対し、備品の貸出事業を行う。

■ 災害時の福祉対策の推進

1. 「国分寺市防災会議」への参加

国分寺市が設置する「国分寺市防災会議」に本会会長が委員として参加し、災害発生時のボランティアの派遣を中心とした迅速・円滑な応急対策活動の展開を図る。また、防災担当者会議に職員を派遣する。

2. 国分寺市総合防災訓練への参加

国分寺市主催の「国分寺市総合防災訓練」に参加する。

3. 「災害ボランティアセンター」の機材・備品の整備

国分寺市との「災害時におけるボランティア活動に関する協定」に基づく「災害ボランティアセンター」の機能と役割について検討し、必要な災害用機材・備品の整備を図る。

<保有機材>

発電機 6 台 (23A 2・16A 4)	投光器 4 台	寝袋 3
頭部装着ヘッドライト 15	パイプ椅子 35	長机 8
ランタン 2	トランジスタメガホン 5	レスキューセット 1
アマチュア無線機 4 (固定 2、ハンディ 2)	テント 7 張 (大 2、小 3、キャンプ用 2)	

4. 災害時連絡窓口の設置

平成 20 年 4 月発効の東京都社会福祉協議会との災害時相互支援協定に基づき、双方に災害時連絡窓口を設置する。

順位	東京都社会福祉協議会	国分寺市社会福祉協議会
第 1 責任者	事務局長	事務局長
第 2 責任者	地域福祉部長	事務局次長

■「高齢者見守り訪問事業（旧まごころネットワーク）」の実施

平成 11 年度より国分寺市の委託事業として受託。平成 27 年度より、事業の名称を「高齢者見守り訪問事業」に変更し、市内在住の 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等の孤独感の軽減と生活状況の把握を目的に、見守り訪問員（ボランティア）が家庭を訪問し、話し相手や安否確認等の活動を行う。また、地域包括支援センター、地域相談センター、介護保険事業者等と連携を図り、高齢者への支援を行う。

見守り訪問員等を対象として「連絡会（4 月、10 月）」及び「研修会（2 月）」を開催する。さらに、見守り訪問員の拡大を目的に「高齢者の見守り講座」を開催する。

■「福祉サービス総合支援事業」の実施（国分寺市委託事業）

1. 「権利擁護センターこくぶんじ」の運営

「福祉サービス総合支援事業」、「成年後見活用あんしん生活創造事業」（国分寺市委託事業）、「地域福祉権利擁護事業」（東京都社会福祉協議会委託事業）を実施する拠点として、「権利擁護センターこくぶんじ」を開設し、相談事業等もあわせて運営する。

センター長 1 名（兼務）、業務担当者 1 名、専門員 3 名、臨時職員 1 名と生活支援員（非常勤）を配置する。

◇住所 国分寺市日吉町 3-29-24

◇電話 042-580-0570 ◇F A X 042-576-7081

◇開館日 月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始閉館）

◇開館時間 午前 9 時～5 時

2. 「福祉サービス総合支援事業」の実施

福祉サービス全般の相談について対応する。法律的や専門的な解決が必要な場合は、専門相談の「ふくし法律相談」「成年後見制度相談」「国分寺市福祉サービス苦情等解決委員会」等で対応する。

3. 「ふくし法律相談」及び「成年後見制度相談」の実施

権利擁護センターこくぶんじ相談室において、弁護士による「ふくし法律相談」（毎月第 4 木曜日、午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分）及び司法書士・社会福祉士による「成年後見制度相談」（毎月第 2 木曜日、午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分）を実施し、専門的な立場から相談に応じる。いずれも相談料無料。必要に応じて出張相談も行う。

4. 「国分寺市福祉サービス苦情等解決委員会」の設置

市民や福祉関係者からの福祉サービスに関する苦情に対し、弁護士、医師、学識経験者で構成する「国分寺市福祉サービス苦情等解決委員会」を設置し、解決を図る。

5. 「国分寺市心配ごと相談所」の実施

毎月第 1、第 3 水曜日午後 1 時 30 分から午後 4 時まで、福祉センター相談室において民生・児童委員が交代で相談員となり「国分寺市心配ごと相談所」を開催し、家庭や地域

等での心配ごとや悩みごとの相談に対応する。無料電話相談（フリーアクセス 0800-800-2941）を活用し、相談者の負担軽減を図る。

6. 市民への啓発・情報発信

国分寺市民向けに成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の啓発・情報発信活動の一環として、講演会・学習会等を開催する。

7. 顧問弁護士の設置

本会の司法分野におけるアドバイザーとして、顧問弁護士を置く。

■「地域福祉権利擁護事業」の実施（東京都社会福祉協議会委託事業）

1. 「地域福祉権利擁護事業」の実施

東京都社会福祉協議会からの委託事業として、主に認知症の高齢者や精神障がいや知的障がいをお持ちの方で、1人で福祉サービスの利用や金銭管理が困難な方に対し生活支援員を派遣し援助を行う。利用料は基本料金が1時間ごとに1,000円、通帳等をお預かりする場合は、2,500円。書類預かりは月1,000円。生活保護受給世帯は、東京都の規定により本人の利用料は免除。

2. 生活支援員（登録型）の養成

年々増加する地域福祉権利擁護事業の契約に対応するために、生活支援員（登録型）を養成する。

3. 東京都社会福祉協議会及び北多摩西部ブロック社会福祉協議会との連携

東京都社会福祉協議会及び北多摩西部ブロック社会福祉協議会（立川、国立、昭島、東大和、武蔵村山）の権利擁護担当部署と連携を図り、情報交換や職員研修、生活支援員研修などを実施する。

■「成年後見活用あんしん生活創造事業」の実施（国分寺市委託事業）

1. 「権利擁護センターこくぶんじ」の運営

東京都が推進している「成年後見活用あんしん生活創造事業」を、国分寺市委託事業として事業を実施する。

2. 法人後見監督業務の実施

平成22年度より開始している「社会貢献型後見人」による成年後見人等受任ケースに対する「法人後見監督業務」を引き続き実施する。

3. 市民への啓発・情報発信

市民向けに成年後見制度等の啓発・情報発信を行う。

4. 地域の関係機関ネットワークの活用

成年後見制度利用支援事業を実施するうえで、国分寺市や地域包括支援センター等関係機関とのネットワークを図る。また、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等と連携を図る。

5. 成年後見人等の支援

成年後見制度申立ての利用支援を行う。また、成年後見人受任者やこれから受任を予定している方を対象とした研修会や懇談会を開催し、成年後見人等の支援を行う。

6. 成年後見人等候補者紹介制度の実施

成年後見制度を利用したいが、どの人に頼んでよいか分からない方のために、受任者紹介システムを体系化し実施する。

7. 「権利擁護センターこくぶんじ運営委員会」の設置

第三者の立場から権利擁護センターこくぶんじの事業およびセンターの運営方法等について、助言・指導を行うため、市民や福祉関係者で構成する運営委員会を設置する。また、運営委員を主な構成メンバーとして、対応に苦慮するケースや今後の方向性について判断が難しいケースへの対応を検討する「事例検討会」を設置する。

8. 「社会貢献型後見人」の支援

東京都が平成25年度まで実施していた「後見人候補者等養成講座（社会貢献型後見人養成事業）」の受講修了者を対象とし、社会貢献型後見人の登録を行う。また、後見メンバーの活用や養成事業等について国分寺市と協議・検討する。

9. 「社会貢献型後見人」フォローアップ研修の実施

現在、登録しているメンバーに対し、いつでも後見人等を受任できるように、運営委員等の助言をもらいながら、研修を計画・実施する。

10. 「成年後見制度」の調査・研究

成年後見制度について調査・研究を行い、東京都社会福祉協議会等の研修に参加するとともに、併せて「法人後見業務」について調査・検討する。

11. 「権利擁護関係機関連絡会」の開催

権利擁護に関する複合的な問題等に対し各支援機関の役割と連携の持ち方が課題としてあげられる中、事例検討や情報交換を通じて各関係機関の役割や支援の在り方などを確認・検討する場として年4回（予定）開催する。

12. 緊急一時事務管理の実施

国分寺市の委託事業として、緊急に保護が必要になった判断能力の著しく低下した高齢者等で、金銭管理等が必要な市民に対し、民法に規定する緊急一時事務管理を実施する。



社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会

〒185-0003 国分寺市戸倉4-14 福祉センター内

電話 (042) 324-8311 FAX (042) 324-8722

URL <http://www.ko-shakyo.or.jp>

E-mail info@ko-shakyo.or.jp

国分寺市ファミリー・サポート・センター

電話 (042) 300-6061 FAX (042) 300-6062

E-mail fsc185@ko-shakyo.or.jp

自立生活サポート・センターこくぶんじ

電話 (042) 324-8311 FAX (042) 324-8722

E-mail fsc185@ko-shakyo.or.jp

ボランティア活動センターこくぶんじ

〒185-0022 国分寺市東元町3-17-2

電話 (042) 300-6363 FAX (042) 300-6365

URL <http://tokyo.town-info.com/kokubunji/>

E-mail center@ko-shakyo.or.jp

権利擁護センターこくぶんじ

〒185-0032 国分寺市日吉町3-29-24

電話 (042) 580-0570 FAX (042) 576-7081

E-mail soudan@ko-shakyo.or.jp